

令和7年9月1日

利用者（団体）各位

国立沖縄青少年交流の家
所 長 山 里 望

食事に係る手配料及びキャンセル料の取扱いについて

平素より当青少年交流の家の事業運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今の食堂運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水量、配送費等の物価上昇は起こっており、大変厳しい状況が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28施設教育施設の食堂業務を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

今回の食堂業務の一本化に伴い、食堂に注文した弁当・野外炊事・バーベキューにつきましては、手配料及び食事の利用をキャンセルされる際の取り扱いについても、令和7年10月以降は下記のとおり内容をご確認いただき、ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和7年10月1日
2. 食堂に注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱い
 - ① 食堂食及び野外炊事用食材
利用日初日の**3日前**の15時以降～2日前15時まで：50%
それ以降は100%となります。数量変更についても同様です。
 - ② 弁当
利用日初日の**7日前**の15時以降は100%となります。
数量変更についても同様です。
3. 手配料 別紙のとおり

以上